

東北公益文科大学における研究行動規範

本学の教職員は、研究活動を進めるにあたっては、いかなる不正行為も行わず、以下の規範に基づき行動するものとする。

- 1 自らの研究が生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。
- 2 学術研究の自律性は、社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識や能力等の維持向上に努め、研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。
- 3 自らが携わる研究の意義と役割、また、その結果について、中立性・客観性をもって公表する。
- 4 自らの研究成果が、自身の意図に反して悪用される可能性があることを認識し、研究の実施、公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。
- 5 自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。また、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。
- 6 研究への協力者の人格、人権を尊重する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。
- 7 研究・教育・学会活動において、国籍、人種、性、地位、思想、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。
- 8 自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。
- 9 研究の実施にあたっては、法令や関係規程を遵守する。

以上の行動規範を実効あるものとするべく、必要な規程等の整備を図る。